(施行規則第19条第２項第６号)

誓約書

このたび一般廃棄物処理業の許可申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約いたします。

　一般廃棄物処理業の許可を受けたときは、関係法令、岩国市の関係例規、許可条件及び岩国市長の指示される事項を遵守するとともに、万一これに違反したときは、いかなる処置を受けましても異議を申し立てません。

上記のとおり誓約いたします。

□「岩国市一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する不利益処分に関する基準」を確認しました。

　令和　　年　　月　　日

　岩国市長　福　田　良　彦　　様

　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

（一般廃棄物処理業）

第７条第５項

４　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　　イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

　　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

　　ニ　この法律、[浄化槽法（昭和58年法律第43号）](javascript:void(0);)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）](javascript:void(0);)の規定に違反し、又は[刑法（明治40年法律第45号）第204条](javascript:void(0);)、[第206条](javascript:void(0);)、[第208条](javascript:void(0);)、[第208条の](javascript:void(0);)２、[第222条](javascript:void(0);)若しくは[第247条](javascript:void(0);)の罪若しくは[暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）](javascript:void(0);)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

　　ホ　[第７条の４第１項](javascript:void(0);)（[第４号](javascript:void(0);)に係る部分を除く。）若しくは[第２項](javascript:void(0);)若しくは[第14条の３の２第１項](javascript:void(0);)（[第４号](javascript:void(0);)に係る部分を除く。）若しくは[第２項](javascript:void(0);)（これらの規定を[第14条の](javascript:void(0);)６において読み替えて準用する場合を含む。）又は[浄化槽法第41条第２項](javascript:void(0);)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（[第７条の４第１項第３号](javascript:void(0);)又は[第14条の３の２第１項第３号](javascript:void(0);)（[第14条の](javascript:void(0);)６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る[行政手続法（平成５年法律第88号）第15条](javascript:void(0);)の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下[この号](javascript:void(0);)、[第８条の５第６項](javascript:void(0);)及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

　　ヘ　[第７条の](javascript:void(0);)４若しくは[第14条の３の](javascript:void(0);)２（[第14条の](javascript:void(0);)６において読み替えて準用する場合を含む。）又は[浄化槽法第41条第２項](javascript:void(0);)の規定による許可の取消しの処分に係る[行政手続法第15条](javascript:void(0);)の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に[次条第３項](javascript:void(0);)（[第14条の２第３項](javascript:void(0);)及び[第14条の５第３項](javascript:void(0);)において読み替えて準用する場合を含む。以下[この号](javascript:void(0);)において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は[浄化槽法第38条第５号](javascript:void(0);)に該当する旨の[同条](javascript:void(0);)の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　ト　ヘに規定する期間内に[次条第３項](javascript:void(0);)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は[浄化槽法第38条第５号](javascript:void(0);)に該当する旨の[同条](javascript:void(0);)の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　　リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第５項第２号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

　　ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抄)

（法第７条第５項第４号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人）

第４条の７

[法第７条第５項第４号](javascript:void(0);)ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

１　本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

２　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の

収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

○岩国市一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する不利益処分に関する基準

令和２年12月１日基準第３号

（目的）

第１条　この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対して行う不利益処分の基準を定め、不利益処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、法及び浄化槽法に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(１)　処理業者　次に掲げる者をいう。

ア　法第７条第１項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者

イ　法第７条第６項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けた者

ウ　浄化槽法第35条第１項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けた者

(２)　違反行為　法及び浄化槽法並びに法及び浄化槽法に基づく処分に違反する行為をいう。

(３)　不利益処分　次に掲げる処分をいう。

ア　改善命令　法第19条の３の規定による命令

イ　措置命令　法第19条の４の規定による命令

ウ　事業の停止命令　法第７条の３及び浄化槽法第41条第２項の規定による事業の全部又は一部の停止の命令

エ　許可の取消し　法第７条の４及び浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消し

（改善命令）

第３条　改善命令は、次の各号のいずれかに該当するときに、期限を定めて行うことができる。

(１)　行政指導では、保管、収集、運搬及び処分の方法が改善されないとき。

(２)　早急に保管、収集、運搬及び処分の方法の改善を必要とするとき。

（措置命令）

第４条　措置命令は、次の各号のいずれかに該当するときに、期限を定めて行うことができる。

(１)　行政指導では、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられないとき。

(２)　早急に支障の除去等の措置を講ずることを必要とするとき。

（不利益処分の基準）

第５条　処理業者の違反行為に対する不利益処分の基準は、別表のとおりとする。

２　事業の停止命令を行うときは、原則としてその事業の全部を停止させるものとする。

（不利益処分の軽減）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の規定にかかわらず、別表に掲げる停止日数の２分の１を限度として、事業の停止命令の期間を軽減することができる。

(１)　違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。

(２)　違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

２　不利益処分の内容が許可の取消しの場合の軽減については、事業の停止命令の停止日数を90日とする。ただし、法第７条の４第１項各号のいずれかに該当する許可の取消しの場合は、許可の取消しを軽減することができないものとする。

（不利益処分の加重）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第１項の規定にかかわらず、別表に掲げる停止日数の２分の１を限度として、事業の停止命令の期間を加重することができる。ただし、停止日数は90日を限度とする。

(１)　違反行為が大量の廃棄物の処理に係るもの等、特に重大であるとき。

(２)　生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。

(３)　事業の停止命令を受けた日から５年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(４)　前３号に掲げるもののほか、加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

（複数違反の場合の取扱い）

第８条　処理業者の行為が、別表に掲げる違反行為の２以上に該当するときは、最も重い違反行為について処分するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、各違反行為の処分を合算したものを限度として処分する。

（不利益処分の公表）

第９条　市長は、不利益処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名（法人の場合にあっては名称）、処分年月日、当該処分の内容及び当該処分を受ける原因となった事実その他の必要な事項について、公表するものとする。

附　則

この基準は、令和２年12月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 違反行為 | 関係条文 | 処分の内容 |
| 欠格事由に該当 | 法第７条第５項第４号  浄化槽法第36条 | 許可取消し |
| 無許可営業 | 法第７条第１項及び第６項  浄化槽法第35条第１項 | 許可取消し |
| 不正手段による営業許可取得 | 法第７条第１項及び第６項  浄化槽法第35条第１項 | 許可取消し |
| 無許可事業範囲変更 | 法第７条の２第１項 | 許可取消し |
| 不正手段による事業範囲変更許可取得 | 法第７条の２第１項 | 許可取消し |
| 事業停止命令違反 | 法第７条の３ | 許可取消し |
| 名義貸しの禁止違反 | 法第７条の５ | 許可取消し |
| 無確認輸出（未遂、予備を含む。） | 法第10条第１項 | 許可取消し |
| 不法投棄（未遂、不法投棄目的の収集運搬を含む。） | 法第16条 | 許可取消し |
| 不法焼却（未遂、不法焼却目的の収集運搬を含む。） | 法第16条の２ | 許可取消し |
| 指定有害廃棄物の処理禁止違反 | 法第16条の３ | 許可取消し |
| 改善命令違反 | 法第19条の３第１号  浄化槽法第12条第２項 | 停止30日 |
| 措置命令違反 | 法第19条の４第１項  法第19条の４の２第１項 | 停止30日 |
| 再委託禁止違反 | 法第７条第14項 | 停止30日 |
| 帳簿備付け義務違反 | 法第７条第15項  浄化槽法第40条 | 停止30日 |
| 帳簿保存義務違反 | 法第７条第16項  浄化槽法第40条 | 停止30日 |
| 届出義務違反 | 法第７条の２第３項  浄化槽法第37条 | 停止30日 |
| 報告拒否・虚偽報告 | 法第18条第１項  浄化槽法第53条第１項 | 停止30日 |
| 立入検査の拒否・妨害・忌避 | 法第19条第１項  浄化槽法第53条第２項 | 停止30日 |
| 許可基準不適合 | 法第７条第10項第３号  浄化槽法第36条 | 改善に必要な期間の停止 |
| 許可条件違反 | 法第７条第11項  浄化槽法第35条第２項 | 停止30日 |
| その他の違反行為 | 法第７条の３第１号 | 停止10日 |